



2023年6月12日

各 位

会社名 ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 兼グループ CEO 小野 有理
(コード番号 6699 東証プライム市場)
問合せ先 専務執行役員 CFO 徳原 英真
(TEL 06-6302-8211)

**(開示事項の経過) 第5期定時株主総会 第2号議案「剰余金の配当の件」の
「剰余金の配当が効力を生ずる日」について**

2023年5月24日付「剰余金の配当に関するお知らせ」で開示いたしました剰余金の配当の「効力発生日」が、剰余金の配当の基準日(3月31日)から3か月を超える2023年8月2日となる理由につきましては、以下のとおりとなります。

2023年5月12日付「2023年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の開示後、会社法第461条第2項に従って計算される分配可能額の算定に誤りがあり、剰余金の配当の決議だけでは配当できないことが判明いたしました。そのため、2023年6月23日開催予定の第5期定時株主総会において第1号議案「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」を付議するとともに、債権者保護手続きを経る必要が生じました。

したがって、第1号議案「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」が原案どおり承認可決され、かつ、債権者保護手続きを経て資本準備金の額の減少の効力が発生することを条件として、第2号議案「剰余金の配当の件」が承認可決された場合、その効力発生日は、剰余金の配当の基準日から3か月を超える2023年8月2日となります。

配当金の支払日が前回の期末配当実施時より遅れることになり、株主・投資家の皆様には、多大なご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

本件に関わる対応の不備等につきましては、業務統制上の重大事案として認識しており、外部の弁護士、公認会計士の第三者を加えた調査委員会による調査を開始しております。当該調査結果につきましては、調査が完了次第開示いたしたく存じます。なお、調査完了は2023年7月末を予定しております。

※基準日に関する制限(会社法第124条第2項括弧書)につきましては、第2号議案「剰余金の配当の件」の決議日(予定)が基準日から3か月以内であることから、適法であると判断しております。

以上